歴史からたどる漁業制度の変遷 その3
――旧漁業法の詳細――

主任研究員　田口さつき

1　鍵を握る漁業種類の分類

1901年（明治34年）成立の漁業法（以下「旧漁業法」）とそれに付随して成立した漁業法施行規則（以下「施行規則」）は、その後の日本の漁業取締りのための基本的な枠組みを示した。

旧漁業法で特筆すべき点は、免許制の導入である。同制度は、免許を持った人のみが特定の漁業を行うことができ、その免許は行政官庁が統制することで、漁場紛争の予防や紛争処理などが可能となるという考えに基づいていた。このように免許制で政府が漁業取締りに関与することは、旧漁業法の第１次法案（村田案）から打ち出されていた。しかし、事は簡単ではなく法案の審議過程では、「どの漁業を対象にするか」について、試行錯誤の跡がうかがえる。これは、水産動植物の生態および漁業種類の把握と分類がきちんとできていないと法の実効性が保たれないため、重要な検討事項であった。

漁業種類の分類は、第１次法案では、区画漁業といった言葉はみられるが、詳細は不明であった。検討を重ねた末、旧漁業法では「免許漁業」と「許可漁業（注）」という制度的な分類と、それぞれの内容が詳細に定められた。

2　漁業種類の分類の詳細

免許漁業には、①定置漁業、②区画漁業、③特別漁業、④専用漁業が含まれる（第１図）。いずれも出願に基づき、出願者に「漁業権」が免許される。同権利は、当時の農商務省の役人であった熊木治平によると「公有水面で他人を排斥して或（ある）特定の漁業を為（な）すことの出来る権利」である。免許の期間は20年だった。

定置漁業は定位置に漁網などを敷設するもので施行規則には７種類が列挙されている。そして、区画漁業は一定の区域で行う養殖業が３種類、特別漁業は追込場など一定の場が必要となる漁業で９種類挙げられている。①～③は、旧漁業法第３条に定められたもので、特定の設備が必要であるか、他の漁業権者を受け入れる余地のない漁業である。漁業を行うために必ず免許が必要となり、個人もしくは漁業組合が出願できた。

これに対し、④の専用漁業は多数の漁業種類が存在し、複数の人々が同じ水面で漁業をすることが可能である。そこで、旧漁業法では専用漁業権を漁業権者が専ら特定の水面を排他的に利用できる権利とした。

専用漁業権は、慣行専用漁業権と地先水面専用漁業権に分かれる。前者は、従来、水面を専用していたという慣行に基づき、免許された。これに対し、後者は地元の漁業者たちを代表する漁業組合のみが免許の対象だった。地先水面専用漁業権は、①～③以外であれば複数種類の漁業を行うことができるが、「漁業組合に於（お）いて其（そ）の地先水面の専用を出願した

第1図　旧漁業法の漁業種類の分類

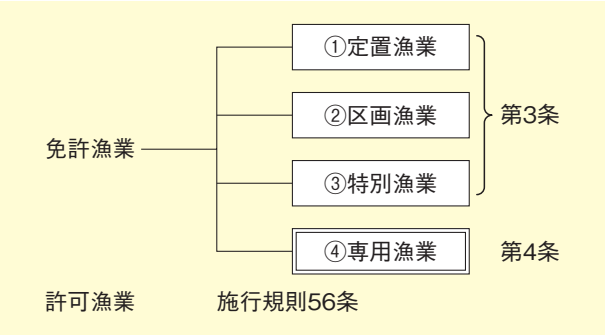

資料　筆者作成

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

るときは行政官庁は漁業の種類を限定して免許を与えることを得」(旧漁業法第５条)と、漁業種類は限定された。

なお、許可漁業は、旧漁業法第13条を根拠に施行規則に列挙された５種類の漁業であり、藻手繰網(てぐりあみ)など特定の漁具を使用するものである。漁業取締りと植物の繁殖保護のため、地方長官の許可を通じて参入者数を調整することとされた。許可を受けた者が受ける鑑札は売買などの処分はできなかった。

3　免許漁場の確定

他の漁業を排斥できる免許漁業では、漁場の確定が権利の実現のために重要な意味を持つ。

そのため、漁業権の免許を受けようとする者は出願時に願書と漁場図の正副２通を行政官庁に提出することが定められた。なお、漁場の測定方法、漁場図の作成方法も農商務省が告知した。

さらに「漁場の標識とは漁場即ち漁業権実行の区域を明らかに示して他人の侵入を防ぐ目標である。従来は多くは樹木とか、島嶼(とうしょ)、岬角(こうかく)とか、三峰嶺角の如きものを持って漁場の区域や位置方位を知るの目的としておった。それで其の目標の不明なるために往々紛議を持ち上げたことがある」(熊木(1902))ため、標識の設置を行政官庁は漁業者に命ずることができた(旧漁業法第11条)。

4　漁業権で認められたこと

政策立案者によって漁業権は、「一種の財産権」と考えられていた。そのため、旧漁業法第７条では、「漁業権は、相続、譲渡、共有及び貸付の目的と為すことを得」とされた。「但し、地先水面専用の漁業権を処分するは行政官庁の認可を受くることを要す」と、自由に処分できなかった。これは、地先水面専用漁業権は、免許される漁業組合の「組合員に取りては重要なる権利の処分を自由に任すが如きは当初(はじめ)免許を与えた漁村維持の趣旨」(熊木(1902))に反することだからだ。

地先水面専用漁業権の漁場図の一例
檜垣淳三九(1902)『漁業法正解』より

ところで、多くの漁業組合は特定の漁場利用の慣習があっても地先水面専用漁業権の出願をした。それは、「慣行専用漁業権はいったん免許されると漁業種類の増加や漁場区域の拡張が不可能」(平林・浜本(1980))だったからだ。

旧漁業法は制定後から見直しを求める意見がでた。その一つは、漁業権には抵当権が認められていなかったことへの不満であった。設備投資のための資金獲得に向け、漁業権を抵当権とすることへの要望は強く、明治43年の改正により漁業権は物権と明文化されたのである。

＜参考文献＞

・熊木治平(1902)『漁業法早わかり』豊国新聞社
・檜垣淳三九(1902)『漁業法正解』水産法令研究会
・平林平治・浜本幸生(1980)『水協法・漁業法の解説』漁協経営センター出版部

(たぐち　さつき)

(注)免許漁業と許可漁業に属さない漁業は自由漁業と呼ばれた。